

## 令和 6 年度芽室町議会議員研修計画

### 1 令和 6 年度芽室町議会議員研修方針

芽室町議会基本条例第 6 条に規定する「議員の政策形成及び立案能力等の向上を図る」ため、芽室町議会議員研修要綱第 4 条に基づき、令和 6 年度の研修計画を次のとおり定めます。なお、芽室町議会災害時対応基本計画（ver3.0/令和 2 年 11 月改訂）に規定する警戒ステージ等の変化に応じ、研修手法や実施の可否を適宜検討の上、決定することとします。

### 2 令和 6 年度芽室町議会議員研修実施計画（要綱第 4 条）

#### （1）専門研修（実務研修）

- ①（仮題）「二元代表制」。「あるべき姿」と「リスク」とは。  
講師：中尾 修氏  
（早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員/芽室町議会サポーター）  
時期：5 月 10 日（金）
- ②（仮題）「SOUND カード」を活用した討議の実践  
講師：佐藤 淳氏  
（早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員/青森大学社会学部教授）  
時期：6 月 28 日（金）
- ③ テーマ：検討中  
講師：未定  
時期：7 月 3 日（※北海道町村議会議長会主催議員研修会 2 日目日程）
- ④ 議員が守るべき法令と倫理（改正個人情報保護条例のポイントと留意点）  
講師：全国町村議会議長会職員  
時期：10 月

#### （2）一般研修（議員基礎研修）

- ① 北海道町村議会議長会主催議員研修会（7 月 2 日）
- ② 十勝町村議会議長会主催議員研修会（未定）
- ③ 西部 4 町議長会主催議員研修会（未定）

## 令和6年度芽室町議会議員研修 ② 「SOUND カード (※)」を活用した討議の実践

※ 「SOUND カード」:

特殊なカードを用いて会議の会話を促す手法。多彩な問いに対し多種多様の立場からの意見を促す効果あり。「Status (現状認識の共有)」「Outcome (ビジョンの策定)」「Understand (課題の深掘)」「Negative check (懸念事項の確認)」「Drive (具体策の決定)」の頭文字をつなげたタイトル。

■日 程 令和6年6月28日(金) 14時30分～16時30分・18時30分～20時

■場 所 芽室町役場3階委員会室

■主 催 芽室町議会

■講 師 <sup>さとう あつし</sup>佐藤 淳氏 (早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員/青森大学社会学部教授)  
※講師承引実績 (H27. 29. 30. R4)

■構 成 1部/議員研修(2時間)  
2部/モニター会議(1時間30分)

■対 象 議会モニター(20名)、芽室町議会議員(16名)、事務局職員(3名)

■予算額 15万円(一般会計/旅費+報償)

■目 的

「議員間討議」の新たな手法として「SOUND カード」を学ぶと共に、その手法を用いて、本町議会が抱えている課題をテーマに「議員間討議」を実践し、課題整理の方向性を明確にすることを目的とする。研修の1部は議員及び事務局職員を対象とし、2部は議会モニター会議に併せて、モニターと議員を対象とする。なお、「SOUND カード」の性格上、オンラインとリアル(会場参集)の混在は、会議進行に時間を要するため、モニターは会場参集のみ可とする。

■概 要

○1部/テーマ: 政務活動費の導入について

令和6年度活性計画主要事業に掲げた重要施策のひとつである「政務活動費の導入検討」について、議員間討議を行う。討議結果を踏まえて、7～8月には議会運営委員会で「方向性(案)」の整理を完了させることを目標とする。

○2部/テーマ: 新嵐山スカイパークの「新たなあり方」について

討議においては、3～4人グループ(モニター・議員混合)とし、議員は同期議員を分散させてグループ編成する。討議結果は、新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会の今後の調査に際して、「町民の声」として反映する。

## 議員研修（7月以降開催予定）の検討状況について

### 1 「HOPS（北海道大学公共政策大学院）との包括連携協定事業」について

#### （1）協議経過

- ・ 例年7月に札幌市で開催される「北海道町村議会議長会」主催の研修日程に併せて実施している「HOPS」との包括連携協定事業（研修）の内容について、山崎幹根院長と協議した（4月10日実施）
- ・ 事務レベルでは、事前に「(仮題) 町内会機能の展望と議会の関与について」をテーマとした研修及び「PPP/PFI」を活用した優良事例の紹介を山崎院長に要望していた。

#### （2）協議結果

- ① 「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例（令和5年4月1日施行）」の研修（担当：市民文化局市民自治推進室市民自治推進課）
  - ・ 町内会の意識や重要性について、町内会・地域住民・事業者・市がともに認識するための条例。
  - ・ 町内会の維持及び活動の活性化に関する市の施策の基本となる事項を明記し、市は条例を拠り所として将来にわたって支援していく基礎となる条例。
  - ・ ただし、町内会の加入を強制したり、罰則を設けたり、市が町内会や事業等に指導を行ったりする旨の条文は設定していない条例。
- ② 「札幌市中央区複合庁舎整備事業（「PPP/PFI」活用：R7.2.25 供用開始）」の研修（担当：まちづくり政策局政策企画部政策推進課）

### 2 「情報公開条例及び個人情報保護条例」について

#### （1）協議経過

- ・ 昨年度の実施計画メニューとして、すでに北海道町村議会議長会事務局との協議実績があり、その際は全国町村議会議長会からの講師派遣の助言を得ていたことから、改めて協議したところ、次のような見解を示された（4月11日）。

#### （2）協議結果

- 全国町村議会議長会から町村単独開催の研修会への派遣は取り止めたこと。
  - ～ 議長会及び郡単位（地区議長会単位）の研修会のみ職員派遣
  - ～ 複数町村の合同研修会は派遣可能。全国会の会議、研修会と日程重複の際は派遣不可
- 旅費は主催者負担
  - ～ 全国会の旅費規定に満たない際は差額負担
- 講師候補として田口一博教授（新潟県立大学）の紹介
  - ～ 謝金+旅費の予算確保要

## ○芽室町議会議員研修要綱

(平成 24 年 2 月 15 日議会運営委員会決定)

(目的)

第 1 条 [この要綱](#)は、芽室町議会議員(以下「議員」という。)の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に努めなければならない。

(研修の種類等)

第 3 条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修内容は次の号のとおりとし、体系については別表 3 のとおりとする。

(1) 一般研修

ア 新議員(前期・後期)研修

イ 役職議員研修

ウ 議員一般研修

(2) 専門研修

ア 委員会所管研修

イ 実務研修

ウ 課題研修

(研修の実施計画)

第 4 条 前条各号に規定する研修は、毎年度当初に別に作成する実施計画書に基づき実施するものとする。

2 前項の実施計画書は、議長が議会運営委員会に諮って作成する。ただし、前条第 2 号アの委員会所管研修については、この限りでない。

3 議長会・議員会等の研修計画を参考に作成する。

(講師等)

第 5 条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度定め依頼するものとする。

(研修報告)

第 6 条 研修を受講した議員は、別記第 1 号様式議長に研修結果を報告しなければならない。

2 議会は、前項の研修結果を公表することができる。

(委任)

第 7 条 [この要綱](#)の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(実施期日)

1 [この要綱](#)は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

|                  | 研修の種類   | 対象者                | 研修の内容  | 研修の名称等  |
|------------------|---------|--------------------|--|---|
| 一般<br>研<br>修     | 新議員研修   | 新議員                | 新議員として必要な基礎知識を習得する研修                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任議員研修会(前期・後期)</li> <li>・ 北海道町村議会議長会等が主催する新任研修会</li> </ul> |
|                  | 役職議員研修  | 議長<br>副議長<br>正副委員長 | 議長、副議長及び委員長(すでにこれらの役職を経験している者は任意)としての役職に関する知識を習得する研修 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長、副議長研修会(全国町村議会議長会)</li> <li>・ 議長、副議長、正副委員長研修会</li> </ul> |
|                  | 議員基礎研修  | 全議員                | 議員としての知識を習得する研修                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員研修会(北海道町村議会議長会、十勝管内町村議会議長会、西部4町議長会等)</li> </ul>          |
| 専<br>門<br>研<br>修 | 委員会所管研修 | 委員                 | 委員会所管事項に関する専門的な研修(視察研修を含む)                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員専門研修(予算・決算等)</li> </ul>                                  |
|                  | 実務研修    | 全議員                | 行政、政策などの実務に関する研修                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員専門研修(政策等)</li> </ul>                                     |
|                  | 課題研修    | 希望議員               | 課題に応じ特別に実施する研修                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員専門研修(課題別)</li> </ul>                                     |

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

芽室町議会議長 様

芽室町議会議員 印

研 修 成 果 報 告 書

芽室町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

1 研 修 日 時

2 研 修 先

3 研 修 目 的

4 成 果(具体的に)